

サンアゼリア友の会 会員規約

(名称)

第1条 本会員制度は、サンアゼリア友の会（以下「友の会」という。）という。

(目的)

第2条 友の会は、公益財団法人和光市文化振興公社（以下「公社」という。）が実施する各種事業により、会員の文化芸術事業への参加の機会を提供し、和光市民文化センター（以下「サンアゼリア」という。）の利用を促進することにより、和光市の文化振興の発展及び地域文化の育成を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、公社の事業に賛同する者で、本規約を承認の上、友の会入会の申込み（第4条に定める年会費の支払いを含む。）をし、公社が入会を認めた者をいう。

2 会員の種類は、個人会員及び団体会員（団体等の構成員で、10人以上入会する場合に限る。）とする。

3 会員には、会員証を発行するものとする。

(年会費)

第4条 会員は、次の区分による年会費を毎年所定の時期に、公社に支払うものとする。

(1) 個人会員 1,000円

(2) 団体会員 1人500円

2 前項により支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(会員期間)

第5条 会員資格の有効期間は、会員となった当該年度末（3月31日）までとする。

2 会員が継続を希望するときは、公社の定める手続きにより前条の年会費を支払うものとする。

(会員の特典)

第6条 公社は、会員に対し、次に掲げる特典を与えることができる。

(1) 情報誌のダイレクトメール、又はメールマガジン

(2) 公社が指定する主催・共催事業等のチケット料金の割引、先行販売・予約

(3) その他、公社が必要と認める事項

(退会等)

第7条 会員は、公社へ申し出ることにより、いつでも友の会を退会することができるものとする。この場合、理由の如何を問わず、年会費は返還しないものとする。

2 会員が次のいずれかに該当した場合には、公社が会員の資格を取り消すことができるものとする。

(1) 入会時に虚偽の申告があった場合

(2) 年会費の支払いを怠った場合

(3) 本規約に違反した場合

(個人情報取り扱い)

第8条 公社は、会員から受領した個人情報について、関係法令及び公社が別に定める個人情報の取扱に関する規程に基づき適切に取り扱う。

2 会員の個人情報については、チケットの販売（先行販売・予約を含む）、各種情報の提供など、友の会の運営目的にのみ使用する。ただし、サービス・事業の品質向上の目的で、個人を特定しない統計的情報の形で使用する場合がある。

(規約の変更)

第9条 公社は、本規約を随時変更及び改廃することができるものとする。この場合、会員に通知（ホームページ等での告知を含む。）するものとする。

（準拠法、管轄裁判所）

第10条 本規約の効力及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとし、友の会に関連して会員と公社との間で紛争が生じた場合には、さいたま地方裁判所又はさいたま簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（その他）

第11条 会員は、本規約に定めのない事項について、別途公社の定めるところに従うものとする。

（事務局）

第12条 友の会に関する事務は、公社事務局が行う。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。